指定訪問看護　重要事項説明書
（介護保険）

公益財団法人　　近江兄弟社
訪問看護ステーションヴォーリズ
滋賀県近江八幡市北之庄町492番地
℡　　0748-32-1199

訪問看護ステーションヴォーリズ　重要事項説明書

（介護保険）

１．当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日等

電話　０７４８－３２－１１９９（ＦＡＸ　０７４８－３２－１５０１）

営業日	月曜日～土曜日（ただし、２４時間緊急時対応体制あり）
営業時間	午前８時３０分～午後５時１５分
定休日	日曜日・年末年始　（１２/２９～１/３） ＊年末年始・連休の前後は、医療的処置の必要な利用者の訪問を優先する場合がありますのでご了承ください
	※ただし、同一敷地内に所在する有料老人ホーム等の入居者に対する訪問については、提供体制上の理由により、上記定休日の取扱いの対象外とします。

２．当事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションヴォーリズ
所在地	滋賀県近江八幡市北之庄町４９２番地
事業所の指定番号	滋賀県　２５６０４９００３５号
サービスを提供する通常の事業実施地域	近江八幡市・竜王町 上記以外でも訪問可能ですが交通費が必要となります

３．当事業所の法人概要

名　　称	公益財団法人　近江兄弟社
所在地	滋賀県近江八幡市慈恩寺町元１１
法人種別	公益財団法人
代表者名	理事長　　三ッ浪　健一

４．当事業所の従業員

	員数	業務内容	勤務体制
管理者	1名	事業所管理業務	常勤
看護師	12名以上	訪問看護業務	常勤
看護師	5名以上	訪問看護業務	非常勤
理学療法士	2名以上	訪問リハビリ業務	非常勤
事務職員	1名以上	事業所事務兼務	常勤/非常勤

（　　年　　月　　日契約時）

５．事業の目的

高齢者をはじめ、障害や難病により居宅において療養されている対象者および介護者に対して、療養の仕方や看護について助言したり、時に看護を援助し、必要に応じて看護を提供しながら、それぞれの家庭での介護力、さらにその技術を高め、居宅での生活が継続できるよう支援し並びにご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
また、拘縮の予防や生活に生かせるリハビリなどを行い、心身の機能の維持回復を目指している。

６．提供するサービスの内容と料金

サービス内容

１．状態の観察・健康相談
２．排泄の援助
３．褥瘡の予防・評価・処置の援助
４．生活リハビリテーション
５．医療的処置管理
　　在宅酸素療法
　　人工呼吸器装着
　　バルンカテーテル留置
　　人工肛門・人工膀胱の管理
　　経管栄養
　　気管切開
　　腹膜透析
　　在宅中心静脈栄養法
　　在宅末梢点滴静脈注射法　　等
６．ターミナルケア（終末期ケア）
７．社会資源や介護用品の導入に関するアドバイス
８．身体の清潔に関すること

７．利用料金

訪問看護費		訪問看護Ⅰ１ 20分未満 314単位	訪問看護Ⅰ２ 30分未満 471単位	訪問看護Ⅰ３ 30分以上60分未満 823単位	訪問看護Ⅰ４ 60分以上90分未満 1,128単位
	1割負担	321円	481円	841円	1,152円
	2割負担	641円	962円	1,681円	2,304円
	3割負担	962円	1,443円	2,521円	3,455円
	＊　（20分未満の要件）週に1回以上の訪問看護を実施していること ＊　利用者様からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること				
理学療法士による訪問看護費		1回/20分 294単位	2回の場合 588単位	2回超えて3回になる場合 795単位	
	1割負担	301円	601円	812円	
	2割負担	601円	1,201円	1,624円	
	3割負担	901円	1,801円	2,435円	
	＊　1日に2回を超えて（3回以上）訪問看護を行う場合、1回につき所定の単位数の90/100算定する ＊　看護業務としてのリハビリテーションであり看護師の代わりに理学療法士等が訪問し、看護師と理学療法士等は連携をします ＊　訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成にあたり、心身の状態を適切に評価するため、訪問看護サービス利用開始時及び心身の状態の変化等に合わせて定期的に看護師による訪問を行います ＊　訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合又は緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合は8単位減算されます				

＊国の定める地域区分の基準により、訪問看護費の適用料金が変わる場合があります
地域区分　近江八幡市「7級地」（1単位10.21円）

加算	特別管理加算（Ⅰ） 500単位	１割負担　511円/月 ２割負担　1,021円/月 ３割負担　1,532円/月	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること
	特別管理加算（Ⅱ） 250単位	１割負担　256円/月 ２割負担　511円/月 ３割負担　766円/月	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮超える褥瘡の状態等であること
	緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 600単位	１割負担　613円/月 ２割負担　1,226円/月 ３割負担　1,838円/月	国の定める事業所の評価認定基準により加算されます 但し、緊急に訪問看護を行った場合は、訪問の所要時間に応じた訪問看護費が算定されます その月の2回目以降の緊急訪問について早朝、夜間、深夜加算が算定されます ※24時間緊急対応体制加算を申請された方のみ算定
	緊急時訪問看護加算（Ⅱ） 574単位	１割負担　586円/月 ２割負担　1,172円/月 ３割負担　1,758円/月	
		早朝（午前　6時～午前　8時）　25/100加算 夜間（午後　6時～午後　10時）　25/100加算 深夜（午後　10時～翌朝　6時）　50/100加算	
	看護体制強化加算（Ⅰ） 550単位	１割負担　562円/月 ２割負担　1,123円/月 ３割負担　1,685円/月	国の定める事業所の評価認定基準により加算されます ※月によって適用料金が変わる場合があります
	看護体制強化加算（Ⅱ） 200単位	１割負担　205円/月 ２割負担　409円/月 ３割負担　613円/月	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（イ及びロ） 6単位	１割負担　7円/回 ２割負担　13円/回 ３割負担　19円/回	事業所の専門性等の評価認定基準により加算されます
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（イ及びロ） 3単位	１割負担　3円/回 ２割負担　6円/回 ３割負担　9円/回	
	長時間訪問看護加算 300単位	１割負担　307円/回 ２割負担　613円/回 ３割負担　919円/回	特別管理加算の対象者について、１時間30分以上の訪問看護費を実施した場合に算定されます
	退院時共同指導加算 600単位	１割負担　613円/回 ２割負担　1,226円/回 ３割負担　1,838円/回	入院・入所中に訪問看護師等が医療機関や老健施設と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供 した場合1回に限り算定されます (特別な管理を要する場合2回)

加算	初回加算（Ⅰ） 350単位		１割負担　358円/月 ２割負担　715円/月 ３割負担 1,072円/月	新規に訪問看護計画を作成した利用者様に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護を提供した場合に算定されます （但し、退院時共同指導加算を算定する場合は算定されません）
	初回加算（Ⅱ） 300単位		１割負担　307円/月 ２割負担　613円/月 ３割負担　919円/月	新規に訪問看護計画を作成した利用者様に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に訪問看護を提供した場合に算定されます （但し、退院時共同指導加算を算定する場合は算定されません）
	ターミナルケア加算 2500単位		１割負担　2,553/円 ２割負担　5,105/円 ３割負担　7,658/円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上 （医療保険で訪問看護をしている日数も含む） ターミナルケアを行った場合に算定されます
	複数名訪問加算（Ⅰ） （看護師＋看護師） 30分未満 254単位	30分未満	1割負担 260円/回 2割負担 519円/回 3割負担 778円/回	同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、利用者やその家族等の同意を得ている場合であり、身体的理由や暴力行為等により一人の訪問看護師等による訪問看護が困難と認められた場合に算定されます
	複数名訪問加算（Ⅰ） （看護師＋看護師） 30分以上 402単位	30分以上	1割負担 411円/回 2割負担 821円/回 3割負担1,232円/回	
	看護・介護職員連携強化加算 250単位		１割負担　256円/月 ２割負担　511円/月 ３割負担　766円/月	訪問介護職員に対して同行し助言や業務の実施状況を確認した場合に加算されます
	専門管理加算 250単位		１割負担　256円/月 ２割負担　511円/月 ３割負担　766円/月	専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合に加算されます
	介護職員等処遇改善加算		1.8%	国の定める事業所の評価認定基準により加算されます 1カ月あたりの所定単位数に加算
その他料金（消費税込）	死後のご遺体のお世話			14,300　円
	外出の同行 （訪問看護を既利用者）			1時間あたり　8,800　円

＊特別管理加算及び緊急時訪問看護加算については、区分支給限度基準額の算定対象外。
＊区分支給限度基準額を超える場合は、その点数の10割を実費負担とさせていただきます。
＊介護保険料を滞納されている場合は、負担割合に関係なく10割負担の料金とさせて頂き、その領収金額をサービス提供証明書として発行させて頂きます。

８．交通費

通常の事業の訪問地域については、無料です。
通常の事業の訪問地域以外の方は、事業実施地域を超えた時点から
訪問先の距離の実費1ｋｍ40円（消費税込）が必要です。

９．料金の支払い時期と支払い方法

利用の当月の料金の合計額を翌月末日までに口座振替か現金でお支払い頂きます。

１０．訪問日の変更について

利用者様側の都合により訪問日の変更をされる場合は、訪問予定の前日までに連絡して頂けるようにお願いします。可能な限り、訪問できるように調整します。
なお、急変された利用者様の方に対する緊急訪問等により、訪問日や訪問時間が変更になることもありますので、ご了承ください。

１１．理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、理学療法士等という。）による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものです。

理学療法士等が中心に訪問看護を提供する場合は、心身の状況や実施した看護の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成します。訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、心身の状態を適切に評価するため、訪問看護サービスの利用開始時や、心身の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問を行います。

１２．損害賠償

利用者に対して、当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、利用者に賠償いたします。

１３．苦情・相談窓口

次のことについて、ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

①　当事業所が提供するサービス内容について

②　サービスを提供している職員の対応等について

訪問看護ステーションヴォーリズ　管理者　神　千草子	Tel.0748-32-1199	Fax.0748-32-1501
訪問看護ステーションヴォーリズ　所　長　岡地　淳子		

当初以外でも、ご相談や苦情については、次の窓口があります。

近江八幡市福祉保険部　介護保険課	Tel.0748-33-3511	Fax.0748-31-2037
竜王町　福祉課	Tel.0748-58-3705	Fax.0748-58-8019
滋賀県国民健康保険団体連合会	Tel.077-522-2651	Fax.077-522-2628

１４．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

・虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者　管理者　神　千草子

・成年後見人制度の利用を支援します。

・苦情解決対策を整備します。

・従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に擁護している家族・親族・同居人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します

１５．非常災害対策

事業所は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他医療機関や社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます

1,自然災害や感染症拡大などの不測の事態に伴い事業所を一時閉鎖や縮小する可能性があります。その際連携をとっている訪問看護ステーションが代わりに訪問することで継続した訪問看護サービスが提供できます。

①医療依存度の高い利用者を優先してサービスを提供します

②代替事業所が訪問する場合、改めて契約などの手続きが必要です

③訪問回数の変更や利用料に変更が生じる場合があります

指定訪問看護の事業について、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年　　月　　日

事業所　　所在地　滋賀県近江八幡市北之庄町４９２番地

名　称　　公益財団法人　近江兄弟社
訪問看護ステーションヴォーリズ

事業者　　滋賀県近江八幡市慈恩寺町元１１
公益財団法人　近江兄弟社
理事長　　三ッ浪　健一　　印

説明者　　所　属　訪問看護ステーションヴォーリズ

氏　名

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

年　　月　　日

（本　人）

住所

氏名

（代筆者又は成年後見制度の代理人）

住所

氏名
（　続柄　　）

【施設入居者向けサービス提供に関する追加事項】

施設入居者向けサービス提供に関する追加事項

本書は、訪問介護重要事項説明書の補足として、有料老人ホーム等の入居者に対して提供す
訪問介護サービスに関する事項を定めるものです。
本書に定めのない事項については、訪問介護重要事項説明書の内容を適用します。

1. 対象者

本書は、有料老人ホーム等に入居されている利用者に対して適用します。

2. サービス提供場所

有料老人ホーム等の各入居者の居室

3. サービス提供方法

当事業所の訪問介護員が、施設内の入居者居室を訪問し、ケアプランおよび訪問介護計画に
づきサービスを提供します。

4. 施設内サービス提供について

施設内における訪問介護サービスは、入居者個々のケアプランおよび訪問介護計画に基づき
供されるものであり、施設サービスとして一体的に提供されるものではありません。

5. サービス提供時間帯

施設入居者への訪問介護サービスについては、施設の運営体制に基づき対応します。
ただし、同一法人等が運営する有料老人ホーム等の入居者への訪問については、提供体制上
理由により、訪問介護重要事項説明書に記載する通常のサービス提供時間帯の取扱いの対象
外とする場合があります。

6. サービス提供体制

サービス提供にあたっては、施設職員、訪問看護事業所、主治医等と連携しながら実施します

7. 緊急時の対応

利用者の体調急変等の緊急時には、速やかに施設職員および訪問看護職員と連携し対応しま
必要に応じて主治医または医療機関へ連絡し、適切な対応を行います。

8. 緊急連絡先

緊急時の連絡先については、別途定める連絡先一覧に基づき対応します。

8. 緊急連絡先

ナーシングホームヴォーリズ希望館のご入居者の方は
TEL：748-36-1551